県の出資法人に対する運営指導方針

平成 13 年６月 13 日策定
令和　４年４月　１日最終改正

１　この指導方針の目的

県の出資法人は、行政の代替的な機能を有し、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興などに一定の役割を果たしているが、社会経済情勢の変化への的確な対応とともに、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政体制の確立に向けた行財政改革の一環として、県との役割分担の明確化を基本とした出資法人のあり方の抜本的な見直しが要請されている。

県の出資法人は、本来、独立した団体として、法人自らの不断の努力により見直しを行うものであるが、県においても、県の期待する役割・効果の実現と更なる県民サービスの向上を図るため、統一的な視点に立った適切な関与を行う必要があることから、県が出資法人の運営の指導、調整、支援等を行う際に基本とすべき事項を明らかにするため、この指導方針を策定するものである。

２　用語の定義

⑴　出資法人　　県が出資・出捐を行っている公益社団法人及び公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人を含む。以下「公益法人等」という。）及び会社法法人並びに特別法に基づいて設立された法人（県住宅供給公社、県信用保証協会及び各種基金等）をいう。

⑵　運営指導　　地方自治法、会社法その他の法律に基づくほか、この指導方針により県が出資法人に対して行う指導、監督その他の関与をいう。

３　運営指導の対象となる出資法人

運営指導の対象となる出資法人は、次のいずれかに該当する法人とする。

⑴ 県が基本財産、資本金等について 25 パーセント以上の出資等を行っている法人

⑵ 上記⑴以外の法人であって、県が最大出資者である場合や継続的に財政的支援及び人的支援を行っているなど、県が県行政と特に密接な関係を有すると認める法人（以下「出資法人」とは、運営指導の対象となる出資法人を指すものとする。）

４　経営状況の点検評価及び運営指導

県は、出資法人に対して、毎年度定期的な経営状況の点検評価を行い、的確に課題を把握し、その結果に基づいて運営（経営改善を含む）指導、県の関与・支援の見直し、出資法人の整理・合理化の検討を行うものとする。

⑴ 経営状況の点検評価

ア　事業の点検評価

出資法人が県の期待する役割・効果と県民サービスの向上を実現しているかという視点で、事業についての点検評価を行うものとする。

具体的には、県は、出資法人に対して期待する役割・効果を明確にし、出資法人が事業を実施することにより、その役割・効果を実現しているかを検証し、課題を明確にした上で、県が取り組む事項や出資法人への指導・要請事項を整理することとする。

イ　財務の点検評価

出資法人の持続可能性を重視した財務状況についての点検評価を行うものとする。

ウ　県の関与の点検評価

出資法人に対する県の支援の目的・必要性・期待する効果を明確にし、点検評価を通じてその検証を行い、今後の財政的・人的支援の方向性を明確にすることとする。

エ　その他の点検評価（人件費・情報開示）

経営の改善には、出資法人の人事、組織の改善を要することもあることから、組織の簡素化及び役員報酬・職員給与の適正化の観点から人件費の点検評価を行うものとする。

また、情報開示については、「６出資法人の運営に関する情報開示と説明責任」中「(1) 県民に対する情報開示と説明責任」における視点に基づき、点検評価を行うものとする。

⑵ 経営状況点検評価マニュアルの作成

ア　経営状況の点検評価を的確に実施するため、具体的な点検評価の手法、評価指標等に関して、別途「経営状況点検評価マニュアル」を作成する。

イ　「経営状況点検評価マニュアル」においては、出資法人の設立目的、法的根拠、存立基盤等の性格が異なることを踏まえた的確な課題の把握と、適切な指導・要請、県の関与・支援の見直し及び出資法人の整理・合理化の検討ができるよう定める。

⑶ 経営評価委員会の設置及び運営

ア　県が出資法人の経営状況の点検評価を行うに当たっては、別途設置する「出資法人経営評価委員会」（以下「経営評価委員会」という。）に助言を求めるものとする。

イ　経営評価委員会の構成員には、学識経験のある者及び民間の有識者を選任するものとする。

ウ　経営評価委員会の運営については、別に定める。

⑷ 点検評価を踏まえた指導等

ア　事業に関する指導

点検評価の結果、出資法人が取り組むべき課題がある場合は、出資法人が県の期待する役割・効果を果たせるよう事業の見直し等の指導・要請を行う。

また、県が取り組むべき課題がある場合には、課題を整理し、課題解決策を実行する。

イ　経営改善に関する指導

（ア）県の出資比率等が特に高いなど、県が他の出資者等と比較して優先的に運営指導を行うことが可能な出資法人（以下「県が主導的な地位にある法人」という。）において、事業計画に想定していない累積損失の著しい増大等、経営の悪化が顕著な場合は、県は、当該法人に対し、その理由、今後の経営の見通し及び改善策等について、詳細な報告を求め、適正な指導を行うとともに、必要に応じて、経営改善への道筋を明らかにした中長期の改善計画の策定や、外部の経営診断の導入等についても指導するものとする。

（イ）県が主導的な地位にある法人以外の出資法人についても、経営の悪化・深刻化が懸念される場合は、県は、速やかにその原因を検証し、経営改善措置を要請するものとする。

（ウ）（ア）及び（イ）による指導に際しては、設立時の資本金の不足や災害発生等、やむを得ない事由に対する配慮や、出資法人が果たしている公共・公益的役割などの行政的な評価を加味したうえで、総合的な判断及び調整を踏まえた適正な指導を行うとともに、必要に応じて行政的な措置も検討するものとする。

ウ　県の関与・支援の見直し

（ア）点検評価の結果、県が期待する役割・効果を実現していない出資法人又は関与すべき公共・公益的役割が薄れていると判断される出資法人に対して、県の関与・支援の見直しを検討するものとする。

（イ）財政的支援は、公共性・公益性に見合ったものとし、県の支援に対する過度の依存の防止、出資法人の自立性・独立性の促進、県の財政援助の抑制を図るものとする。

　また、財政的支援の目的・必要性・期待する効果を明確にし、その検証を行い、今後の支援の方向性を明確にすることとする。

（ウ）職員の派遣は、法律及び条例等に基づき、県と密接な関連業務を行う出資法人に限り、派遣先法人による給与支給・負担を原則に、必要最小限の範囲で行うとともに、役員の就任の見直しによる出資法人の経営責任の明確化を図るものとする。また、人的支援の目的・必要性・期待する効果を明確にし、その検証を行い、今後の支援の方向性を明確にすることとする。

（エ）県は、出資法人の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることとする。

エ　出資法人の整理・合理化

（ア）点検評価の結果、県が関与すべき公共・公益的役割が薄れていると判断される出資法人に対して、出資の引き揚げを検討するとともに、県が主導的地位にある法人においては廃止等も含めて検討するものとする。

（イ）事業の性格や内容等に即し効率的・効果的な事業展開を図るため、法人運営の効率化の観点から、類似団体との統合・業務移管も検討するものとする。

５　出資法人の新規設立及び新たな出資・出捐をする場合の留意事項

⑴ 新規設立法人への出資・出捐

ア　県が主導して出資法人を新規に設立しようとする場合は、出資法人による方式と他の事業方式とを、中・長期的観点から慎重に比較検討し、出資法人によることが最も効果的と判断される場合に限り、新規設立を行うことを基本とすべきであること。

イ　事業の目的、性質、事業分野の特性、公共性及び公益性の度合い等から総合的に判断し、財団法人、株式会社などのうち、最も適切な法人の形態を選択すべきであること。

⑵ 新規設立以外の新たな出資・出捐

　新規設立以外の新たな出資・出捐を行おうとする場合は、県の関与の必要性等に十分配慮の上、慎重に判断すべきであること。

６　出資法人の運営に関する情報開示と説明責任

⑴ 県民に対する情報開示と説明責任

ア　出資法人については、その公共性から透明性の確保と説明責任を全うすることが望まれるため、県は、出資法人自らが事業内容及び経営状況を積極的に開示するよう指導するものとする。

イ　県は、必要に応じ、県民がよりわかりやすい形で事業内容及び経営状況を開示するよう、出資法人に要請を行うものとする。

ウ　出資法人については、県においても財務諸表等の範囲内で経営状況等に関してわかりやすいあらましを作成する等の広報活動を実施するものとする。

エ　県が実施した定期的な点検評価結果及び当該評価結果を受けた運営指導の内容については、当該法人の了解を得たうえで、原則として公表するものとする。

⑵ 議会に対する情報開示と説明責任

県議会に対しても、上記⑴に準じて、定期的に報告を行うものとする。

⑶ 新潟県情報公開条例との関係

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第２条第１項に規定する実施機関は、同条例の規定に基づき、出資法人が自ら保有する情報を公開するために必要な措置を講ずるための指導を行うものとする。

⑷ 出資法人の情報開示に関する要領

上記⑴及び⑵の実施に関する詳細については、別に定める「出資法人の情報開示に関する要領（平成15年８月１日財政課長通知）」による。

７　県の指導体制

県は、この指導方針に基づき、出資法人の所管部局長（以下「所管部局長」という。）を通じて、出資法人に対して運営の指導及び調整等を行うものとする。

⑴　所管部局長は、出資法人の自主性を尊重した上で、出資法人の経営に関する点検評価、運営指導及び調整等を適切に行うものとする。なお、点検評価、運営指導及び調整等に当たっては、法人管理、組織及び人事管理、事業管理、財務管理に関する事項などを十分把握するよう努めるものとする。

⑵　自らが出資法人の主要な地位に就いている部局長等は、法人経営に関する課題の解決に向け、適切な対応を図るものとする。

８　その他

⑴　この指導方針に基づいて行う出資法人に対する運営指導等に係る庶務は、総務部行政改革課において担当する。また、運営指導等に関し統一的な対応を図る必要がある場合は、総務部行政改革課が調整を行う。

⑵　この方針に定めるもののほか、出資法人の運営指導に当たっては、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年８月５日付け総財公第102号　総務省自治財政局長通知）等の趣旨を遵守するものとする。

⑶　公益法人等の資産運用指導については、「県の出資法人（民法法人）の資産運用に関する指導について（平成17年12月27日付新行第100号）」により行うものとする。